

平成26年12月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成26年12月9日（火）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成26年第4回（12月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成26年12月9日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第52号 太宰府市北谷運動公園の指定管理者の指定について
日程第2 議案第53号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について
日程第3 議案第63号 太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
日程第4 議案第64号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
日程第6 議案第66号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第7 議案第67号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第68号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第9 請願第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員
委員	小島真由美	議員	委員	上疆	議員
〃	神武綾	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

地域健康部長	古川芳文	市民福祉部長	中島俊二
地域づくり課長	藤田彰	市民課長	田村幸光
人権政策課長	諫山博美	福祉課長	阿部宏亮
元気づくり課長	井浦真須己	保育児童課長	小島俊治
文化学習課長	木村幸代志	介護保険課長	平田良富
スポーツ課長	大塚源之進	国保年金課長	永田宰
生活環境課長	田中縁		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 篠原 司 議事課長 櫻井 三郎
書記 力丸 克弥

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第52号 太宰府市北谷運動公園の指定管理者の指定について

日程第2 議案第53号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第52号「太宰府市北谷運動公園の指定管理者の指定について」及び日程第2、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 議案第52号及び議案第53号につきまして、一括してご説明申し上げます。

これらの議案は、今年度末に指定管理期間が満了する北谷運動公園及び太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定に関するものでございます。

まず、議案第52号の北谷運動公園につきまして、現在、太宰府市体育協会を指定管理者として指定しておりますが、今後も効果的で安定した施設の管理運営を図り、併せて太宰府市体育協会と協働して競技スポーツを推進していくことを目的として、引き続き太宰府市体育協会を指定管理者の候補者として随意選定するものでございます。

次に、議案第53号の太宰府史跡水辺公園につきまして、前回、3年前は公募によりましてシンコースポーツ株式会社を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決をいただきましたが、今回は、市民の健康づくり、体力づくり、生きがいづくりを市が主体的に推進していくため、市の出資法人であります公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者の候補者として随意選定するものでございます。

なお、いずれの施設も、指定管理期間は平成27年度から3年間といたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第52号について質疑はありますか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今回、引き続き体育協会さんに指定管理ということで、公募によらない指定ということなんですけれども、指定手続き等に関する条例の中で第5条に、そういう条文があるんですけれども、この団体が体育事業の推進ができる団体であるということ、それが理由だということなんですけれども、その時に、その団体の事業内容だとか判断する資料の提出はされるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 体育協会のほうで自主的に取り組まれます、いろんな教室関係とかの資料とかを事前にこちらのほうに出していただくようにしております。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） それは指定管理になった後、その事業を展開するときに事業計画というかそういうチラシだとかを提出されるということですかね。

○委員長（小柳道枝委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 事前の仮協定を組む段階で事業計画書が出されております。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） それは指定団体として決められる前に、そういう資料が出てくるということですか。

○委員長（小柳道枝委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） そういうことでございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第53号について質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 普通に考えて市から民間に委託という形で、いろんなところ事業を展開されているわけですが、今回に限っては市のほうに戻していくということということで、その流れの中で、現在のシンコーさんとはスムーズな形でのやりとりができたのかどうかという経緯と、それからもう一点が、どのような形でこれから市が、ずっとスポーツ対しての振興をやっていこうという意気込みはわかるんですが、ノウハウはどのようにして、これからやっていこうと思われるのか見解を聞かせてください。

○委員長（小柳道枝委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） まずシンコーさんとの関係ですが、今年4月に地域健康部というのが新たに立ち上がりました。その中で私たちが目指す地域健康部が、いわゆる健康づくり、体力づくり、生きがいくくりというのが、一つの大きなテーマとして私たちに課せられた職務であります。

そういう中で、シンコーさんとは4月の段階ぐらいからですね、こういうふうに機構が変わっ

たということを含めてお話をさせていただきながら、今後はシンコーさんとの協力も本当は得てやっていきたいということをお願いしてまいりました。その中でシンコーさんはシンコーさんでの考えもございまして、一応、市のほうで移行された中身については十分理解したうえで、今回指定管理について、うちのほうは財団にお願いをしたいということを伝えたいと、シンコーさんと財団のほうとの協議をなされたという経緯はございます。そういう中でシンコーさんのほうで、できることについては手伝いますということで、ある程度の理解は得ております。

それと二点目の今後スポーツをどうしていくのか、振興をどうしていくのかというご質問ですが、一応、私どもスポーツ課というのを立ち上げましたので、スポーツ課を中心としながら、いわゆる子どもから高齢者、これは部を跨いだりしますけれども、そういったところと連携を図りながらですね、今後はどういった事業がプールの中でできるのかということを含めて、これまでシンコーさんが積み上げてきた、いろんな事業もございます。その事業については継続して財団のほうにお願いするという形で協議をしております。そういう形で今後は進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） 現在の状況が市民の皆さんも好評というか、否もなくスムーズに運営されているわけなので、それを引き継いで、それからブラッシュアップしていくような意気込みで、こういった指定管理に変えられるというところをもう少しお聞かせいただきたいんですけども。

○委員長（小柳道枝委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） いままでシンコーさんがされてきたいろんなノウハウを財団のほうも、今財団のほうも引き継ぎながらお聞きしております。そういった中身については今後とも続けていくということと、これまでやっぱり民間の会社でしたから、市民サービスも長けて、本当に好評なところが今まで指定管理をしていただいたということで、私ども本当に感謝しております。

それを今後、財団に引き継いだからといって市民サービスとか低下しないように私どももしっかり財団としっかり協議しながら、ますます違う事業も展開していきたいということもございしますので、そういったものも取り入れながらやっていこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（小島真由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 民間のスポーツ会社でしたが、おそらく問題があったとは聞きませんし、先ほど言われたように、そういった分で振興財団が受けた場合にスタッフをどういう形で見つけるのかなど、そういう心配はあるんですが、できるならですね、現在の民間さんの来ている方のおそらく市内に住んでいる方が多くあると思うんですよ、そういう人たちをできるだけ多く振興

財団に入れていただいておりますね、けっきょく変えたことで問題があったとか市民の方から非難を受けないようにするためにも、結構、人気がある指導者もいるみたいなので、そういう人たちは大事にせないかんとお思いますので、こちらもいいこともあると思うので、これはお願いになるんですけども、昨年までされとった職員さんというのか、そういう人たちをできる限り振興財団のほうに入らせていただいておりますか、雇用していただいております、市の職員も含めてですね、市の職員というか全館民間の職員の皆さんが同じような形でやっていただけるような形をとっていただければと思っておりますので、そこら辺も含めてよろしくお願いたします。これは回答いりませんので。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ちょっと戻っていいですか。

52号、53号一括ということで、52号のほうで聞けばよかったですけども、水辺公園のほうでシンコーから公益財団に移るといことですが、この52号の北谷運動公園も同じように、これから先々は公益財団法人に移行するような考えかどうか、その1点だけです。

○委員長（小柳道枝委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 現在のところ、体育協会が指定管理を受けておりますので、体育協会のほうも今度の4月から一般法人に移りますので、そういった中身においては体育協会を育てていく、一緒に育っていこうということで、今後とも体育協会のほうにお願いする可能性は高いだろうとは思っております。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 先ほどの説明の中で今度指定管理となる振興財団と、今までのシンコースポーツさんと連携するというお話がありましたけれども、これはスポーツ振興財団さんと委託の契約するとかできるんですか。そういうお考えがあるということですか。

○委員長（小柳道枝委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 財団のほうがですね、シンコーさんに委託した場合に、要は委託受けた側が、要はプールは警備員という役割になっていくみたいです。そうなると警備員の研修を受けなければなりませんので、シンコーとしてはそういう業務委託みたいな形では受託しないということになっております。

それで、今まであそこで勤務されている方々で有資格を持たれている方もおられると思いますので、そういった方を積極的に雇用していただくようお願いしております。それにつきましてはシンコーと財団のほうでどういう形で雇用していくかお話がされているところがございます。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（古川芳文） 今回、指定管理者が変わりますが、あくまで指定管理者は公益財団法

人文化スポーツ振興財団ということになります。その中でこれまでのいろんな事業展開も含めまして、シンコーさんの協力は得ていきますが、同じ立場で連携という話にはなりません。それで、財団が今後運営していく中の例えば教室であるとか指導者の問題、事業そのものを委託するのかどうか、そこら部分は今後検討していく部分だろうとは思いますが、指定管理者はあくまでも財団ですから、それを丸投げしたような業務委託はありえませんが、そこら辺りはうまく調整していきたいと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

議案第52号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第53号について意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第52号「太宰府市北谷運動公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定いたしました。

<可決 賛成4名 反対0名 午前10時14分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第53号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）



○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第53号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定いたしました。

〈可決 賛成4名 反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第63号 太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第3、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） 議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は、30ページと31ページとなっております。

なお、お手元に資料を配布させていただいておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

保育の実施に関する事由につきましては、児童福祉法第24条により、条例で定めることとされておりましたが、資料1の左側に本条の改正前、右側に改正後の規定を載せておりますとおり、子ども・子育て関連3法の制定に伴いまして、これが改正され、「条例で定める事由により」という根拠規定がなくなったところでございます。

これによりまして、太宰府市保育の実施に関する条例を廃止することにいたしましたところでございます。

なお、条例の廃止後におきましては、子ども・子育て支援法及び国の子ども・子育て支援法施行規則に基づきまして、太宰府市保育の必要性の認定に関する規則を制定し、これらに規定された内容に基づきまして、保育の認定を行っていく考えでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 保育の必要量などを定めた規則、これについてはいつから施行されることになるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） 4月1日から施行の予定でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今回制度が変わることによって利用者の時間の問題だとか、利用される保護者の保育に欠ける児童の条件も変わってきてるんですが、そういったことについては保護者の

方には周知はされているのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） いろんな場面において周知を図って、いまからも図っていく考えでございます。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 資料としては保育の入所についての申し込み期間にも入っていると思うのですが、そういったプリントとかは保護者の方に配布しているということでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） 入所に関する手引きというような内容で保護者の方にお渡ししております。

今回、子ども子育て支援法の中で改正がございました、例えば保育短時間の内容であるとか、そういったものも盛り込んでおります。以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第63号「太宰府市保育の実施に関する条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第64号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第4、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条

例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、出産育児一時金の改正があったこと、及び国民健康保険法の一部改正に伴い、同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたことから、一部を改正するものでございます。

議案書では32ページから、新旧対照表では19ページになります。

まず、新旧対照表をご覧ください。改正部分に下線を付けております。

第7条第1項中の出産育児一時金の「390,000円」を「404,000円」と改めるものでございます。2行目以降のただし書きにより、健康保険法施行令第36規定を勘案し、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする規定となっております。

これは、産科医療補償制度の掛け金として出産育児一時金に加算して支給するもので、現在は39万円の出産育児一時金と3万円の産科医療補償制度掛け金が増加され、合計42万円となっております。今回の改正では、合計の42万円はそのまま、産科医療補償制度の掛け金が1万6,000円に改正されることから、本条例で「390,000円」を「404,000円」に改めるものでございます。

また、産科医療補償制度の掛け金は、太宰府市国民健康保険条例施行規則の一部改正によりまして、3万円から1万6,000円に改正することとしております。

次に、第9条第1項の改正は、平成24年の国民健康保険法の一部改正により、同法第72条の4が第72条の5に改められたことに伴い、改正するものでございます。

議案書33ページをご覧ください。

附則としましては、出産育児一時金につきましては、平成27年1月1日から、第9条の改正規定は、平成27年4月1日から施行することとしております。

また、経過措置として、平成27年1月1日より前に出産した場合は、従前の例による旨を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 39万円が40万4,000円に増えるわけですが、要するに子どもさん、赤ちゃんの出生率について聞いたかたんですけども、増えれば子どもが増えるかなと、太宰府市の動向というか増えるならどのように増えるのかなというのをお聞きしたかたのです。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 幸） 今回の改正の主目的は、産科医療補償制度の掛け金のほうが従来の3万円が国のほうの全体の計算の中で1万6,000円となるものですから、その分総額の42万円を変えずにですね、一時金のほうを39万円を40万4,000円に改めるものでして、通常の出産で42万円いただける場合は今後も総額は変わりません。

そういう改正でございます。

○副委員長（佐伯 修委員） わかりました。

いや、増えるのかなと思ひまして、中身が変わって総額は変わらんというわけですね。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第64号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第65号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第5、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連のある別の補正

項目について併せて説明したほうがわかりやすい項目については、同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい関連のある補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書16、17ページをお開きください。

2款2項5目、財源更正について、説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長(藤田 彰) 2款総務費、2項企画費、5目地域づくり推進費の中の財源更正の3万円でございます。

関連がございますので、歳入12ページ、13ページを併せてご覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、コミュニティバス関連寄附金3万円でございます。

これは、コミュニティバス関係指定寄付3万円でございます。

平成26年10月7日、年齢70歳ぐらいの女性が、地域づくり課窓口にお見えになりました。「いつもコミュニティバスまほろば号を利用しています。運行経費がかさんでいると聞いております。長く運行していただけるよう恩返しのつもりで寄附をいたします。」と言って帰られました。

名前、住所を伺いましたが、匿名を希望されました。コミュニティバスの運行経費にするとお伝えをいたしたところでございます。

この方は、昨年10月30日、本年4月23日にお見えになられた方でございます。

この寄附金を充当し、一般財源より3万円を減じる財源更正を行うものです。

以上でございます。

○委員長(小柳道枝委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 次に18、19ページをお開きください。

3款1項1目、職員給与費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(阿部宏亮) まず、3款1項1目社会福祉総務費についてであります。001職員給与費818万円の減額であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、いずれも人事院勧告及び人員配置、定期の人事異動に伴うものでございます。

今回の補正は、人事院勧告に伴い、職員給与に関して勤勉手当を0.15月分引き上げるとともに、給料表の改正が行なわれておりますが、人事異動に伴う職員の配置替え等により、結果とし

て減額補正となっております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に同目、国民健康保険事業特別会計関係費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 3款1項1目、事業060国民健康保健事業特別会計関係費280万円の増。

これにつきましては、28節繰出金、国民健康保健事業特別会計繰出金の280万円の増額補正でございます。

国民健康保健事業特別会計におきまして、歳出の出産育児一時金の増額補正を今回お願いしており、この増額補正に伴いまして、一般会計からの繰出金の増額補正でございます。

国民健康保健事業特別会計におきます出産育児一時金の補正は、この後も説明いたしますが、1件につき42万円、10件分として420万円の増額補正を計上しておりまして、一般会計からその3分の2を繰出すものでございます。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款1項2目老人福祉センター管理運営費及び同目、介護保険事業特別会計関係費について、説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 3款1項2目老人福祉費、細目番号020老人福祉センター管理運営費300万円について、ご説明申し上げます。

このたび、太宰府市立老人福祉センターの男女大浴場天井に、塗装面の剥離及び下地のモルタルの剥離や浮きが見つかりまして、調査を行いました。

その結果、コンクリートの劣化を目視で確認できる状態となっており、総合的な見解からモルタルの剥落による危険性が想定されるため、早期に修繕を施す必要があると判断しまして、早急に工事を行うため、臨時工事費300万円を補正計上させて頂いております。

次に、細目番号061介護保険事業特別会計関係費740万2,000円について、ご説明申し上げます。

今回、介護保険事業特別会計補正予算で、平成27年度からの介護保険法改正に伴い、介護保険システム改修委託料を補正計上しており、それに対する一般会計からの事務費繰入金を計上し

ております。

説明は以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款1項4目、障がい者自立支援給付事業費から同目、障がい児通所支援給付関係費までについて、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款1項4目障がい者自立支援費についてであります。

030障がい者自立支援給付事業費の20節扶助費の介護・訓練等給付費1億1,000万円でありませんが、これは、就労支援系サービスを主としまして利用者数が当初見込数から増加しておりますことに伴いまして、上半期の予算執行率も約60%に達しておりますことから、今後予算に不足を生ずることが予測されますので、増額補正として計上させていただいております。

次に、23節償還金、利子および割引料、障がい者自立支援給付費国庫負担金精算金返還金995万3,000円と、その下の障がい者自立支援給付費県費負担金精算返還金497万7,000円につきましてご説明申し上げます。

これは、障がい福祉サービスを提供しております小郡市の事業所に対しまして、福岡県が、昨年12月13日付けで障害者総合支援法第50条第1項第3号及び第5号の規定、これは介護給付費等の不正請求に当たりますが、この条項に基づきまして、指定障がい福祉サービス事業者の指定取消しを決定されました。

このため、本市からも当施設を利用してありました方々、6名分の介護給付費等について過去5年分の内容について精査を行いましたところ、返還させる総額として3,044万3,000円となりましたことから、この額をもって当該事業所へ返還請求を行い、11月に全額返還が完了いたしましたところでございます。

今回の計上分は、県との調整により過去5年分の内、平成21年度から平成24年度までの4年分にあたる額を、国、県へそれぞれ返還するものとして計上させていただいております。また、残額の返還分にあたります平成25年度分の国庫負担及び県費負担分並びに臨時特別対策基金分の返還時期につきましては、来年度に予算計上し、返還することとなります。

なお、これらの歳出に関連する歳入財源につきましては、10ページと11ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2つ目の枠になります。最初に歳出でご説明申し上げました介護・訓練等給付費につきましては、国、県併せまして事業費に対する4分の3の負担があります。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のところになりますが、国から事業費の2分の1相当額となります5,500万円を障がい者自立支援給付費負担金としまして計上しております。

次に、下から2つ目の枠になりますが、15款1項1目民生費、県負担金、1節社会福祉費負担金におきまして、県から事業費の4分の1相当額になります2,750万円を障がい者自立支援給付費負担金として計上いたしております。

次に、歳出の精算返還金に関連する歳入といたしましては、12、13ページをお開きください。

下から2つ目の枠になりますが、20款4項1目雑入、1節雑入に民生費雑入としまして、当該事業所からの返還金3,044万3,000円を計上いたしております。

なお、この分につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり既に全額返還されております。

次に18ページ、19ページにお戻りいただきたいと思っております。

032障がい者地域生活支援関係費の20節扶助費、日常生活用具給付等給付費160万円でありませんが、これは重度の障がい者に、日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行なうもので、中でも特にストマ用具、蓄便袋の利用が増加しておりますことから、今回増額補正をお願いするものであります。

なお、本支出に対します財源につきましては、国、県併せまして事業費に対する概ね4分の3の補助があります。10ページ、11ページをお開きください。

上から3つ目の枠になりますが、14款2項1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業補助金としまして76万5,000円、それから、一番下の枠になりますが、15款2項2目民生費県補助金、1目社会福祉費補助金、地域生活支援事業補助金としまして38万2,000円、それぞれ国、県からの補助額を計上いたしております。

次に033障がい児通所支援給付関係費、20節扶助費、障がい児通所支援給付費540万円でございます。

18ページ、19ページをお開きください。

この通所支援にあたります各種事業の中におきまして、特に放課後等デイサービス事業を行う事業所数が、昨年度あたりから増加しております。また、これに伴い利用者数も増加の一途を辿っている状況にあります。この状況は、本市のみならず、周辺エリアの春日市や大野城市でも同様であるとのことでもあります。

このことから、当初予算では不足が見込まれますことから、今回増額補正をお願いするものであります。

なお、本歳出に対します歳入財源につきましては、国、県併せまして事業費に対する4分の3の補助があります。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2つ目の枠になりますが、14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費としまして270万円、下から2つ目の枠になりますが、15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費としまして135万円をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。よろしくご審査お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 3款4項の030の障がい者自立支援給付事業費のところなんですが、精算返還金があるとのことなんですが、小郡の事業所に通っていた方が自治体にいらっしゃれば、その自治体には返還金があるということでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） その通りでございます。

この事業所にですね、太宰府市だけではございませんで、県下でも20ぐらいの市町村が絡んでいるわけですが、その方々がですね、この事業所のサービスを受けていればですね、そちらに対する国庫、県、あるいは市の負担金が生じておりますので、その分についての返還を求めるということになっております。

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） この精算返還金については、使用する目的ですね、その後は何か制限はあるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 使用する目的といいますと・・・

○委員長（小柳道枝委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 一般財源に入れるというお話しだったと思うんですけども、この障がい者自立支援に関して使うべきってことではないということでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 全額で3,044万3,000円入ってきておりますけれども、この分のうち大半は国、県のほうに返す額でございます。あと残る市の分については雑入としまして、特に特定財源ということではありませんので、市の中の歳入という形で入ってきたということで、特定は別ないです。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（神武綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 030の扶助費ですが、1億1,000万入ってますけども、利用者数が増加したということですが、これ利用者って概算で何名ぐらいおられるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 件数で申し上げますと、大体1月に500件弱ぐらいでございます。

この介護訓練等給付費に係っておられる件数でですね。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） 当初予算は見てこなかったからわからないんですが、1億1,000万てすごいですよね。その当初予算はいくらですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 5億2,100万円です。

（上疆委員「それで6割ぐらい使ってるので足りないということで想定してるのね。わかりました」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 032の重度障害者のストマが増えているとの説明があったと思うのですが、これは大腸がんが増えているという意味合いなんですかね。

関連して、内部障害が今何名ぐらいいらっしゃるのか、つかめてあったらいいので、教えていただけないでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） この日常生活用具については、この使用率の中でストマ装具というのが、約9割を占めております。ほとんどの方が大腸がん関係という形でこちらからの出費はなっております。

件数がですね、大腸がんの関連だけで申しますと123人、今月の12月3日時点でございますけれども123人の方がストマ用具を使用されているという形でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（小島真由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 033の障がい児通所支援給付関係費ですけれども540万増えておりますけれども、増えた原因はなんで、増えたのか。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） これはですね、特には障がいをもった子どもさんがですね、学校を終えた放課後ですけども、放課後に療育を兼ねたところでの場所で過ごされるというところで、この筑紫地区においても、そういうふうな事業所営まれるところが増えてきております。

それと一つは、そこを利用される保護者の方々も増えてきているということで、その2つの要因が相まって増加しているという状況でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（佐伯修副委員長「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款1項8目、後期高齢者医療関係費について説明を求めます。
国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 3款1項8目、060後期高齢者医療関係費2,652万1,000円の増額について、ご説明を申し上げます。

19節負担金補助及び交付金、福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の2,580万4,000円の増額補正でございますが、後期高齢者医療保険制度における後期高齢者医療給付費総額の約1割は、被保険者の保険料で、約4割は後期高齢者支援金で、残る5割の公費負担のうち、国、県、市町村がそれぞれ4対1対1の割合で負担することとなっております、この市負担分、医療給付費総額の12分の1相当額が、この福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金でございます。

平成26年度の所要額を当初予算に計上しておりましたが、今回、広域連合から平成25年度の市町村別療養給付費負担額の確定に伴い、精算調整による不足額の通知があったことにより増額補正でございます。

続きまして、次のページ、21ページをご覧ください。

28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の71万7,000円の増額補正につきましては、人事院勧告による給与改定及び職員の人事異動に伴います職員給与費の増額として、後期高齢者医療の特別会計の補正予算を計上しております、そちらへの繰り出しをする額でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款2項1目、総合子育て支援施設整備費及び3目、市立保育所管理運営費について、説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） 3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の事業細目018、総合子育て支援施設整備費、15節工事請負費の4,651万円について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、現在建設中でございます、総合子育て支援施設に太陽光発電を設置する経費、駐車場の整備、避難用滑り台の設置など、現在、実施中の工事に多少の追加の予定があり、増額をお願いするものでございます。

これにつきましては、歳入が関連いたしますので、補正予算書12ページ、13ページをご覧ください。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金2,910万円でございますが、福岡県からの補助を受けまして、15キロワットアワーの太陽光発電設備及び同規模の蓄電設備を設置するもので、補助率は10分の10となっております。

また、同じページの太枠の2段目でございますが、17款1項寄附金、4目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金100万円でございますが、市民の方から五条保育所の建設に役立てて欲しい

ということで、10月にご寄附をいただきましたので、園庭の遊具に活用させていただくように、今回の補正予算におきまして計上をさせていただいております。

同じページの一番下の太枠でございますが、21款1項市債、1目民生債、1節児童福祉施設整備事業債、総合子育て支援施設整備事業分といたしまして、1,470万円を増額して計上いたしております。これに伴い、補正予算書の6ページ、「第4表地方債補正」、変更の表の児童福祉施設整備事業債の項について、補正前の限度額6億3,310万円から、補正後の限度額6億4,780万円に増額となっております。

再度、補正予算書20ページ、21ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費の事業細目010、市立保育所管理運営費、13節委託料の18万4千円でございますが、五条保育所の引越を3月中に予定いたしておりますので、移転に伴う保育所のピアノ、冷蔵庫、複合機等の重量物の運搬及び移設の委託費用を計上させていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款2項6目、子育て支援センター事業費について、説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 元気づくり課所管分の補正予算につきまして、ご説明いたします。

3款2項6目家庭児童対策費、17万1,000円につきましては、総合子育て支援施設への子育て支援センター分の引越費用の補正となっております。

職員で運べるものは極力運び、ロッカー、コピー機や壊れやすいものなど業者に依頼した方がよいものについて引越費用を計上するものであります。

よろしくご審議たまわりますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、3款3項1目職員給与費、及び2目生活保護費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） すいません。説明に入らせていただく前にですね、先ほどの小島委員からの質問に対して一部訂正というか追加がございますので、よろしいでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） はい、許可します。

○福祉課長（阿部宏亮） 先ほど日常生活用具のところ対象の人数をお尋ねになられたと思いますが、わたくし123名とお答えしましたが、この中で蓄便袋、要するにストマを装具されている方は72名となります。あと残る方については蓄尿袋と紙おむつという形になります。

それでは説明のほうよろしいでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） お願いします。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款3項1目生活保護総務費、001職員給与費の2節給料264万3千円、3節職員手当等260万6千円、04共済費98万5,000円につきましては、先ほどの社会福祉総務費でもご説明いたしましたとおり、人事院勧告及び人員配置、定期の人事異動に伴うものでございまして、増額補正をお願いするものでございます。人事院勧告に伴い、職員給与に関して勤勉手当を0.15月分引き上げるとともに、給料表の改正を行われることや人事異動による職員の配置替えの結果によるものであります。

次に、2目扶助費、060生活保護費の20節扶助費、医療扶助費1億円につきましては、本市におきましては、依然として生活保護世帯が増加しておりまして、結果として医療費も増えている状況にあります。前年の上半期の受診等の延件数7,880件と比較しまして、今年度の同時期では8,337件と、延べ件数で457件増加しておりますことから、医療費総額が増嵩しておりまして、今回増額補正をお願いするものであります。

なお、本支出に対します歳入財源につきましては、国庫負担があります。10ページ、11ページをお開きください。

上から2つ目の枠になりますが、14款1項1目民生費国庫負担金、6節生活保護費負担金、医療扶助費負担金としまして歳出補正額1億円の4分の3に相当する7,500万円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 国庫補助が4分の3、国からくるから、市の負担は少なくなるけど、これは本当、生活保護の増えてるというか、多くなってるのは特に状況は、どんなふうになるというか、減る傾向にはないのですか、増加の一途でしょうか。その辺の生活保護者の変化と、どのようになっているかお尋ねしたい。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 生活保護の受給世帯につきましては、ご存じのように平成20年にアメリカによりますリーマンショック以来、年々増加をしておりまして、全国でも160万世帯ぐらいの方が受けられてるという状況であります。

これにつきましては本市でも例外ではありませんで、昨今では、受給者世帯の伸びは高止ま

りということになっております。ただ本市の場合は依然として伸びているという状況でございます。福岡県下の中におきまして、数字で見ると限りでは太宰府市、それから久留米市あたりがまだ増えているような状況であります。

ちょっと原因というのがわかりづらいというところではあります。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 増えているのはわかりましたけど、減っている市町村はあるわけですか、その辺を参考にしたいけれども。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 基本的に減っているところはないです。若干減というのはありますけども、大幅に減っているところはないです。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（佐伯修副委員長「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） では、ここです、11時15分まで休憩をとりたいと思います。

休憩11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開11時13分

○委員長（小柳道枝委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、22、23ページをお開きください。

4款1項1目、職員給与費について、説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 4款1項1目保健衛生総務費、001職員給与費、544万6,000円の増額について、先ほど福祉課長のほうからも説明がありましたけれども、人事院勧告と人員配置、人事異動によりまして、02給料、03職員手当等、04共済費の増額を計上するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 4款2項1目、職員給与費について、説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 4款2項1目清掃総務費、001職員給与費について、先ほど福祉課長、元気づくり課長の説明と同様、人事院勧告に伴うもので勤勉手当の引き上げ及びそれに伴う共済組合負担金の増額によるものです。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、26、27ページをお開きください。

10款1項5目、幼稚園就園奨励関係費について、説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） 10款1項教育総務費、5目幼稚園費の事業細目010、幼稚園就園奨励関係費、19節負担金補助及び交付金、幼稚園就園奨励費補助金670万円について説明いたします。

今回の補正予算でございますが、補助範囲の拡大に伴いまして、補助金の不足が見込まれることから、計上をさせていただいております。

補助範囲の拡大の内容でございますが、同時通園や小学校3年生から数えて第2子にあたる場合は、所得にかかわらず15万4,000円を、小学校3年生から数えて第3子にあたる場合は、同様に30万8,000円を補助することになっており、前年度までは、補助の対象にならなかったものでございます。補助の拡大につきましては、当初予算でも増額を見込んでおりましたが、予定を上回る申請がございまして、さらに今回の補正予算で計上させていただいたものでございます。

これにつきましては、歳入が関連いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。上からの太枠で3枠目となります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、5節幼稚園費補助金の幼稚園就園奨励費補助金160万円を増額して計上させていただいております。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） この補助金ですけれども、申請による補助金と説明がありましたが、申請がなければいんですか。申請しないと補助しないんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） おっしゃるとおりで、あくまで申請主義という形になります。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯委員。

○副委員長（佐伯 修委員） ということは、申請しないともらえないということですよ。

その、人数が増えたということで増額になるということですよ。わかりました。

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、28、29ページをお開きください。

10款4項1目いきいき情報センター管理運営費について、説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 10款4項1目、131いきいき情報センター管理運営費、15節臨時工事100万円について、説明させていただきます。

この補正予算は、今年4月に機構改革により、いきいき情報センター2階中央のスタッフルームにあった生涯学習課が、3つの課に分かれ移転したことにより、空きスペースとなっている箇所。それと来年4月に総合子育て支援施設に移転することとなっている、現在の子育て支援センターの事務室について、他の部署の事務室あるいは会議室等として活用できないか、庁内関係各課で現在協議を行っています。

年度内に協議を整え、部屋の仕切り、電算機器の配線工事等の改装工事を行いたいと考えております。

以上、いきいき情報センター管理運営費、臨時工事費 100 万円について説明させていただきました。

よろしく願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） ちょっと、よくわからないので質問させてください。

以前、地域包括センターがいきいき情報センターのところに移転するという話があったと思うのですが、その箇所とは違うということになるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 地域包括支援センターは今の予定では1階の財団の事務局があるところに来年7月頃に移転してくる予定になっております。

その関係もあって財団の事務局を2階に上げるということもありまして、その辺の部分で2階の空きスペースを使って改装しようということで、今協議を進めているところです。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（小島真由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） それでは、次に「第3表、債務負担行為補正」の審査に入ります。

5ページをお開きください。

「清掃業務委託料（子育て支援センター）」について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 5ページの「第3表、債務負担行為補正」、上から4番目です



ね、「清掃業務委託料（子育て支援センター）」分ということで平成26年度から平成29年度までの期間で211万8,000円を計上させてもらっております。

これは、トイレとかを主にした清掃業務を委託するもので、事務室とかその他については、なるべく職員でと考えておりますので、トイレを週に5回、窓とかを月1回とか2回とか定期的に清掃をする委託をさせていただきたいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 期間が26年度から29年度になっておりますけれども、新設する五条保育所に移転した時も、引き続き同じ業者さんになるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 業者につきましては、見積りはいただいておりますが、今後、業者の選定はさせていただくということになります。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（神武 綾委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に「清掃業務委託料（公立保育所）」及び「保育業務委託料（南保育所）」について説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） 同じ表の5列目になります。「清掃業務委託料（公立保育所）」の項について、平成26年度から平成29年度まで、限度額462万7千円とする債務負担行為補正をお願いするものです。

これにつきまして、新しい五条保育所と南保育所における通常の清掃は職員が行っていましたが、年4回の床清掃、ワックスかけ、年2回の窓ふきの業務を委託するものでございまして、平成26年度中に契約を行う予定でございまして、契約実施の期間といたしましては、平成27年4月からの3年間を予定いたしております。

次に、同じく、6列目に表になりますが、「保育業務委託料（南保育所）」の項について、平成26年度から平成29年度まで、限度額3億2,400万円とする債務負担行為補正をお願いするものです。

これにつきましては、平成21年度から南保育所を公設民営で運営しております。この南保育所における入所児童の保育を委託するものでございまして、平成26年度中に契約を行う予定でございまして、契約実施の期間といたしましては、平成27年4月からの3年間を予定いたしております。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で「第3表、債務負担行為補正」の説明、質疑を終わります。

「第4表、地方債補正」につきましては、歳出の際に説明を受けましたので、これで当委員会所管分について説明は終わりましたが、質疑漏れはございませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 確認とお願いですけれども、総合子育て支援の五条保育所が新築されておりますけれども、鹿子生整形外科側のフェンス、出入り口が、前回質疑の中で1.5メートルぐらいの幅でと言われたんですが、それは通常に使う出入口ですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（小島俊治） こちらは主に職員の通用口という形になります。非常時の時は園児も出入りすることはあるかとは思いますが。

○委員長（小柳道枝委員） 上委員。

○委員（上 疆委員） そんな説明だったとは思いますが、私は1.5メートルの幅をね、この際1間ぐらいの幅をね、ドアが開けるのか、横に開くドアにするのかは別にしまして、緊急時に、これは保育所だけじゃなくて、こちらの個人の住宅の火災が発生した時には保育所のほうに逃げられるような、緊急時に派生できるようなことで地域の方々と協議をさせていただいてですね、できるだけ広い幅で、普通はしないんだということで、緊急時の時だけはお互いに使えるような、これはまだ作ってないでしょ。だから、そういう部分で、せめて1間ぐらいないと、子どもたちが逃げていくのに200人もおる状態で、子育て支援も増えたらもっともって増えるんだろうと思うんですけど、合計300名の方が逃げるとすれば逃げなくなる可能性もあると思うので、そういうところを地域の方と、説明をするというお話もあるので、できたらもっとフェンスを広めに作ってもらって、そういう緊急の時に避難できるように、相互に使おうということで、協議をさせていただいて、もっと広くしていただければと思っておりますので、これはその辺で検討していただきたいと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 要望でいいんですか。

（上疆委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで説明、質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第65号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第66号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第67号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第6、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第7、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして一括してご説明いたします。

まず、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、補正予算書35ページをお開きください。

歳入歳出予算総額にそれぞれ8,249万6,000円を増額し、予算総額を87億1,674万3,000円とする補正をお願いするものでございます。

事項別明細書42ページ、43ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費、事業001高額療養費の19節負担金補助及び交付金の高額療養費1,138万2,000円を増額補正ですが、上半期の執行状況から現計予算での不足が見込まれるために増額補正をお願いするものでございます。

次に2款4項1目出産育児一時金、事業001出産育児一時金の19節負担金補助及び交付金、出産育児一時金420万円の増額でございますが、当初予算で年間84件を見込んでおりましたが、9月支払分までで41件ございまして、10件分の420万円の増額をお願いするものでございます。なお、この420万円の補正につきましては、一般会計がその3分の2を繰出しにより負担することとなっておりますので、補正予算書40ページ、41ページ、8款繰入金、1項1目一般会計繰入金の出産育児一時金等繰入金として3分の2相当の280万円を増額計上させていただいております。

42ページ、43ページに戻っていただき、2目支払手数料事業001支払手数料の12節役務費、出産育児一時金支払事務手数料につきましては、福岡県国保連合会に1件につき210円支払うもので、出産育児一時金での10件分増額補正と同様に、10件分として3,000円増額をお願いするものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金等、事業001後期高齢者支援金等の19節負担金補助及び交付金、後期高齢者支援金141万6,000円の増額につきましては、後期高齢者医療給付費総額のうち、約4割を現役世代が負担するもので、社会保険診療報酬支払基金からの平成26年度分の通知額に基づき、現計予算での不足額を増額させていただくものでございます。

11款諸支出金、1項2目償還金の事業001償還金では、23節償還金、利子及び割引料では、平成25年度の国、県からの見込み額による概算交付を受けておりました負担金補助金のうち、実績報告に基づき、平成26年度で精算返還するものとしまして、療養給付費国庫負担金精算返還金で6,379万1,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金精算返還金で6万8,000円、特定健康審査等国庫負担金精算返還金で81万8,000円、特定健康審査等県負担金精算返還金で81万8,000円の合計6,549万5,000円を計上いたしております。

歳入をご説明いたします。40ページ、41ページをお開きください。

歳入、4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の現年度分としまして、社会保険診療報酬支払基金からの平成26年度分の通知額に基づき、7,969万6,000円を増額いたしております。8款繰入金としまして、先ほど歳出の出産育児一時金の増額補正に伴う財源としてご説明した一般会計繰入金で280万円の増額計上でございます。

続きまして、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」をご説明いたします。

45ページをお開きください。歳入歳出予算総額にそれぞれ71万7,000円を増額し、予算総額を10億4,156万9,000円とする補正をお願いするものでございます。

事項別明細書でご説明いたします。48ページ、49ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項1目一般管理費、事業001職員給与費71万7,000円の増額補正ですが、平成26年度の人事院勧告に伴う給与改定、及び人事異動に伴う職員給与費の増額補正でございます。02節給料の一般職員給で17万6,000円、03節職員手当等の職員手当等で33万1,000円、退職手当組合負担金8万9,000円、04節共済費の共済組合負担金で12万1,000円を

それぞれ増額するものでございます。

財源としましては、歳入3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の事務費繰入金を71万7,000円増額補正するものでございます。

なお、50ページ、51ページに給与費明細書をつけておりますのでご参照くださいますようお願いいたします。

以上で説明終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号について、質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） 43ページの001高額療養費で、来年から療養費の年収によっての枠組みが変わってくると思うのですが、この分は年収は770万未満、370万ぐらいからまた5万いくらかということ、今まで月額の上限が8万円ぐらいだったのが、一人の負担は減るということですが、市にとっては持出が増えるということになってくるのでしょうか。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 69歳までの方の自己負担額、要するに高額療養費の区分が細分化されて、平成27年の1月診療分から対象になります。

従来は低所得者、一般所得者、上位所得者、3段階に分かれておりましたものが、低所得者に関しましては住民税非課税ということで従前どおりですが、それから上の一般所得者の部分が2つに、上位所得者の部分が2つに、計5段階に分かれます。

これによりまして、所得に応じた応分の負担ということになりますので、被保険者にとってはプラスになってくるものと思われれます。国保の会計につきましては、どういった医療費が出て、どういった形で区分になるかによって変わってくるとは思いますが、全体的には若干の負担増になるのではなかろうかと思っております。

ちなみに細分化になります改正の部分につきましては、12月1日号の広報で周知を図るようにしております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（小島真由美委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に、議案第67号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

議案第66号について、意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 次に、議案第67号について、意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで意見交換を終わります。

討論を行います。

議案第66号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第66号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時38分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小柳道枝委員) 次に、議案第67号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第67号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時39分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第68号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第8、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

補正予算書52ページから59ページでございます。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(平田良富) まず、補正予算書53ページをご覧ください。

平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）保険事業勘定についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ896万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を45億3,511万6,000円にお願いするというものでございます。

補正の内容については、58、59ページの一番下の欄、歳出欄をご覧ください。

1款1項1目一般管理費、13節委託料、細目番号002介護保険システム改修委託料896万4,000円でございます。

今回の補正は、介護報酬改定や低所得者に対する介護保険料軽減の強化などの、平成27年度介護保険法改正に伴い、電算システムの改修が必要となったため、介護保険システム改修委託料を補正計上するものでございます。

続きまして、この歳出予算896万4,000円の財源といたしまして、このページの上の歳入欄、3款2項4目介護保険事業費補助金156万2,000円と、7款1項4目その他一般会計繰入金740万2,000円を計上しております。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 法改正で電算システムの改修が必要だということですけど、これは業者に委託するのでしょうか、どれくらい期間はかかるんですか。すぐにはできないと思うけど、委託して何カ月くらいかかるんですか。

○委員長（小柳道枝委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 期間としましては27年度からの改正になりますので、それに間に合うようにということで今年度改修する分を計上させていただいております。また改正につきましては27年度4月1日分の施行と27年度途中からの改正の分もございます。その分も一部今回システム改修しまして、27年度予算でもシステム改修の予算を新年度予算に計上するという形になります。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（佐伯修副委員長「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、議案第68号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対0名 午前11時43分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第4号 「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書

○委員長（小柳道枝委員） 日程第9、請願第4号「手話言語法」（仮称）制定を求める意見書の

提出を求める請願書」を議題とします。

この請願につきまして協議、意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 全員挙手です。

したがって、請願第4号は採択すべきものと決定いたしました。

<採択 賛成4名 反対0名 午前11時45分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） ただいま採択した請願第4号については、意見書の提出を要望するものであり、意見書案も添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） お諮りします。

意見書については、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

上委員。

○委員長（上 疆委員） ちょっと、すみません、字句の問題ですけど、2行目の私を読み切らんから、「意味を伝える語彙」という「語彙」というのは常用語として使われているのでしょうか。

ちょっと確認していただいて、使われているものであれば問題ないですけども。

○委員長（小柳道枝委員） ここで暫時休憩をいたします。

休憩11時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開11時51分

○委員長（小柳道枝委員） 休憩前に引き続き再開いたします。

議会事務局より説明をお願いします。

○議会事務局（力丸書記） 調べてきましたが特段漢字として使う分については問題ありません。

意味といたしましては使う言葉の種類とか言葉の集まり、語集ということで、このままの表記で問題ないかと思えます。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に提出者についてお諮りします。

意見書案を委員会提出議案として、委員長名で提出することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認めます。

これもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時52分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

環境厚生常任委員会 委員長